

改正

令和5年3月10日条例第2号

令和7年2月26日条例第1号

江別市個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保有個人情報の適正な取扱いの確保（第3条）
- 第3章 保有個人情報の開示請求（第4条―第6条）
- 第4章 審査請求（第7条）
- 第5章 個人情報保護審査会（第8条―第12条）
- 第6章 補則（第13条―第15条）
- 第7章 罰則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

第2章 保有個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- （3）個人情報取扱事務の目的
- （4）個人情報の対象者の範囲
- （5）個人情報の記録項目
- （6）個人情報の収集先
- （7）個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

第3章 保有個人情報の開示請求

（開示決定等の期限及びその特例）

第4条 法第108条の規定により、開示決定等の期限に係る法第83条第1項の適用については同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、開示決定等の期限の特例に係る法第84条の適用については同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」とする。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第5条 実施機関は、法第81条の規定により開示請求を拒否したときは、第8条に規定する江別市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項に規定する条例で定める手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定による写しの交付又は同項に規定する行政機関等が定める方法のうち費用が発生する方法による開示（以下この条において「写しの交付等」という。）を受けた者は、当該写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。

第4章 審査請求

（審査請求における交付の求めに係る手数料）

第7条 審査請求（開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求をいう。以下同じ。）において、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付を受ける者は、江別市行政不服審査条例（平成28年条例第6号）第8条第1項の規定にかかわらず、交付を受ける用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、50円）を手数料として納付しなければならない。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 前項の交付を受ける者が経済的困難その他特別の理由により、手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定は、審査請求人又は参加人が次条に規定する江別市個人情報保護審査会に対し、当該審査会に提出された意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める場合に準用する。

第5章 個人情報保護審査会

（設置等）

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項又は江別市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議を行う行政不服審査法第81条第1項の機関として、江別市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（2）その他個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

3 審査会は、前2項の規定による諮問のほか、議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、調査審議を行う。

（組織）

第9条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

（秘密の保持）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第11条 審査会は、第8条第1項の諮問があった場合において、必要があると認めるときは、当該諮問を行った実施機関又は議会に対し、保有個人情報（議会にあつては議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 実施機関及び議会は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならな

い。

- 3 第1項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関若しくは議会に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(規則への委任)

第12条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市長の調整)

第14条 市長は、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

第16条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(江別市個人情報保護条例の廃止)
- 2 江別市個人情報保護条例(平成14年条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた旧条例第13条の規定による開示請求、旧条例第22条の規定による訂正等の請求及び旧条例第26条の規定による是正の申出については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第33条の規定により設置された江別市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日に第9条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 5 前項の規定の適用を受ける委員の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、施行日から令和6年11月30日までとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧審査会に対して旧条例第27条の3第1項の規定により行われた諮問で、旧審査会が調査審議を行っているものは、この条例の施行の日以後においては、審査会に対して行われた諮問とみなし、審査会が調査審議を行う。
- 7 次に掲げる者に係る旧条例第10条第2項(旧条例第12条の2第3項において準用する場合を含む。)及び旧条例第12条第3項の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(第3号に掲げる者にあつては公の施設の管理に係るものに限る。)(以下「旧個人情報」という。)を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に(第2号に掲げる者にあつては委託を受けた目的以外に)使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(以下「旧実施機関職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関職員であった者
 - (2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項に規定する受託業務(以下「旧受託業務」という。)に従事している者又は施行日前において旧受託業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際現に指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う本市の公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理に係る業務(以下「指定管理業務」という。)に従事している者又は施行日前に指定管理業務に従事していた者

- 8 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第34条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 9 附則第7項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第2条第6号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第7項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 11 附則第8項に規定する者が、同項の規定によりなお従前の例によることとされた職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務に違反して秘密を施行日後に漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して附則第9項又は附則第10項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても100万円以下の罰金刑を科する。
- 13 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 14 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （江別市情報公開条例の一部改正）
- 15 江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の一部を次のように改正する。
第7条第5号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。
第24条第1項中「第16条第1項」を「第21条の2第1項」に改める。
- （江別市暴力団排除条例の一部改正）
- 16 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）第2条第2号」を「議会、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）第2条第1項」に、「という」を「と総称する」に、「江別市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

附 則（令和5年3月10日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
- （罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。